

第15号様式  
1 鉄骨造用

工 事 施 工 結 果 報 告 書

(あて先) 建築主事		年 月 日
報告者(工事監理者)の住所	報告者(工事監理者)の資格及び氏名(記名押印又は署名) ( )級建築士( )登録第 号 電話 - -	
報告者(工事施工者)の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	報告者(工事施工者)の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 - -	

京都市建築基準法施行細則第25条の規定により工事の施工結果を報告します。								
建築工事の名称		建築主の氏名						
確認の申請の受付年月日及び受付番号		年 月 日 第 号		確認済証交付年月日及び確認済証番号		年 月 日 第 号		
溶接工事の施工者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)				
	鉄骨加工工場の名称			電話 - -				
溶接管理責任者の所属、資格及び氏名								
溶接検査責任者の資格及び氏名								
溶接工事の内訳	工場溶接	突合せ	使用部位	鋼種	溶接棒等	作業姿勢	溶接工の資格及び人数	検査方法
		隅肉						
	現場溶接	突合せ						
		隅肉						

高力ボルトの種類及び品名				鋼材の製造会社						
鉄骨建方工事年月日				年 月 日						
使用材料	セメント	品名		種別		製造工場				
	細骨材	産地		種別		塩分量				
	粗骨材	産地		種別		最大寸法				
	混和材料									
	レディミクスト コンクリート	製造会社及び製造工場 (JIS認定 有 無)			ポンプ車の圧送能力 形式 口径		打込み速度			
材料強度		打込み 年月日	コンクリートの種類	呼び強度	設計基準強度	スランブ	圧縮強度 28日	圧縮強度 28日 91日		公的試験所名
	基礎及び基礎ばり									
	地下 階									

注1 該当する には、レ印を記入してください。

2 「圧縮強度 」とは、標準養生供試体の圧縮強度をいいます。

3 「圧縮強度 」とは、昭和56年6月1日建設省告示第1102号による現場水中養生供試体又はコア供試体の圧縮強度をいいます。

4 この報告書には、工事写真および試験成績書を添付してください。

## 1 工事施工結果報告書について

- (1) 確認を受けた鉄骨造の建築物で、次のいずれかに該当するものについては、主要構造部の工事が完了した後、速やかにこの報告書に必要事項を記入し、工事写真及び試験成績書を添えて建築主事に提出してください。

なお、対象となる建築物が2棟以上ある場合は棟毎に報告書を作成し、提出してください。

ア 地階を除く階数が3以上のもの

イ 延べ面積が500平方メートルを超えるもの

ウ その他建築主事が特に必要と認めて指定するもの

- (2) XY方向、高さ方向あるいは平面的に構造が異なる併用構造や鉄筋コンクリート造で大屋根が鉄骨造のものなどは、鉄骨鉄筋コンクリート造用の報告書で報告してください。

なお、地階が鉄筋コンクリート造のものは鉄骨造用とします。

## 2 工事写真について

次の表に掲げるものを別紙に貼り付けて提出してください。(カラーフィルムを使用し、大きさはE版とします。)

なお、各写真には工事名、工事施工者名、撮影年月日及び撮影箇所を記入した黑板等や帯筋等の配筋の間隔が判るようスケールを添えて撮影してください。

工 種	撮影時期	撮 影 箇 所	提出数
杭 打 工 事	杭打完了時	全 景	1
基礎・基礎ばり コンクリート工事	配筋完了時	基礎、基礎ばり及び全景	各 1
鉄 骨 工 事	鉄骨加工時	柱とはりの仕口の開先状況	1
	建方完了時	柱脚、柱はり溶接部、継手、ブレース及び全景	各 1

## 3 試験成績書について

- (1) 次の表に掲げる試験については、公的試験所等で行い、その試験成績書を一部提出してください。

なお、試験成績書は写しではなく試験所等が作成し押印したものとします。

試 験 名	該当材料	試 験 項 目	試 験 方 法	試験実施者
コンクリート試験	硬化したコンクリート	構造体コンクリートの強度推定のための圧縮強度28日( 91日)	JASS 5 T - 603	公的試験所
鉄骨溶接部試験		超音波探傷検査	日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準・同解説」	工事施工者

- (2) 公的試験所とは日本建築総合試験所(京都分室)、その他の公的機関又はこれに準ずる機関をいいます。

- (3) ( 91日)については建築主事が指示した場合に提出してください。

- (4) 超音波探傷検査については日本非破壊検査協会「非破壊検査技術者技量認定規定」による有資格者が行わなければなりません。

- (5) 試験回数及び試料の採取方法については日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説(JASS 5鉄筋コンクリート工事)」等に準拠してください。